

～ 企業・事業者の皆様へ ～

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るお願いと
経営・雇用に関する支援制度のご案内

- 長崎県産業労働部 -

国においては、去る2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が発表されるとともに、2月27日には、新型コロナウイルス対策本部において、総理大臣が全国の学校へ休校を要請されました。

また、本県においても、2月28日に知事から「県民の皆様へのお願い」を公表したところです。

県内企業・事業者の皆様に対しまして、感染症拡大防止にかかる下記事項について、ご配慮をお願いするとともに、経営・雇用等に関するご心配・ご相談については、県等に設けております相談窓口をご活用いただきますようお願いいたします。

1. 感染症拡大防止に係るお願い

従業員の方々に発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境や制度の整備についてご配慮をお願いいたします。

感染リスクを減らす観点から、テレワークや時差出勤の積極的な活用をお願いいたします。

本県では、県立学校が遅くとも3月4日(水)から休校に、市町立学校も遅くとも3月5日(木)から休校になることから、子どもを持つ保護者である従業員の方々が休みを取りやすい環境や制度の整備についてご配慮をお願いいたします。

イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、開催の必要性を精査いただき、不要・不急なものについては、中止または延期も視野に入れた検討をお願いいたします。

2 . 各種支援策のご案内

(1) 緊急資金繰り支援の実施

県においては、3月2日から、中小企業の経営環境の急激な悪化に対応するため、国のセーフティネット保証4号指定と連動し、県の制度資金で最も貸付条件が有利な「緊急資金繰り支援資金」の取扱を開始しております。

緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）の概要

- ・融資対象：知事が認める特別の事由（新型コロナウイルス感染症の影響）による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者
- ・貸付条件：限度額3,000万円、利率1.30%、
保証料0.05～0.90%
セーフティネット保証4号：0.05%
(セーフティネット保証4号は市町長の認定が必要)
- ・融 資 枠：10億円
- ・取扱期間：令和2年3月2日(月)から当分の間
- ・地 域：県内全域
- ・取扱金融機関：商工中金、十八銀行、親和銀行などの
県内20金融機関の本支店
- ・そ の 他：取扱金融機関のほか、県、信用保証協会、商工団体
で経営・資金繰りの相談に対応しております。

相談先については、4ページに一覧を掲載しています。

(2) 雇用調整助成金の特例措置

国において、従業員を休ませるなどして雇用を維持する企業に支給する「雇用調整助成金」の要件が緩和されております。

特例の対象となる事業者：

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

特例の内容等：

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用となります。

休業等計画届の事後提出を可能とします。

生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。

事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

次のような経営環境の悪化により、事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

- ・取引先が新型肺炎の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合
- ・国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合
- ・風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合

その他、詳細については、長崎労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

【お問合せ先】長崎労働局 職業対策課 (095-801-0042)

住所：長崎市万才町7 - 1 TBM 長崎ビル 6階

(3) 相談窓口の設置

経営や資金繰り等に関する相談窓口

相談窓口	電話番号等
長崎商工会議所	095-822-0111
佐世保商工会議所	0956-22-6121
島原商工会議所	0957-62-2101
諫早商工会議所	0957-22-3323
大村商工会議所	0957-53-4222
福江商工会議所	0959-72-3108
平戸商工会議所	0950-22-3131
松浦商工会議所	0956-72-2151
県商工会連合会及び各商工会	連合会：095-824-5413 または、最寄りの商工会
中小企業団体中央会	本 所：095-826-3201 佐世保支所：0956-23-1476
長崎県よろず支援拠点	095-828-1462
長崎県信用保証協会	本 所：095-822-9171 佐世保支所：0956-23-3295
日本政策金融公庫	長崎支店：095-824-3141 佐世保支店：0956-22-9155
県制度融資取扱金融機関	各金融機関の最寄りの各支店 ・銀行（十八、親和、長崎、佐賀、西日本シティ、福岡、北九州、肥後、三菱UFJ、みずほ、佐賀共栄、商工中金） ・信金（たちばな、九州ひぜん、伊万里） ・信組（福江、長崎三菱、長崎県医師、近畿産業、西海みずき）
長崎県（産業政策課）	095-895-2650 経営相談
長崎県（経営支援課）	095-895-2651 資金繰り相談

雇用調整助成金に関する相談窓口

- ・長崎労働局職業対策課
電話：095-801-0042
住所：長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル6階

新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談窓口

- ・長崎労働相談情報センター（長崎県雇用労働政策課内）
電話：0120-783-258、0120-783-369
住所：長崎市尾上町3-1 県庁行政棟5階